

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

令和4年2月2日
岡山市消費生活センター



岡山南高校生が啓発動画を制作 若者の消費者被害を防ごう！



4月の改正民法施行で成年年齢が18歳に引き下げられ、今の高校3年生は4月1日、一斉に成年になります。今まで未成年者契約取消で守られてきた18歳・19歳の若者の消費者トラブルが心配されます。そこで、まさに当事者である生徒のみなさん（同高生活創造科3年24名）が啓発動画を制作しました。内容は、若者が被害に遭いやすいインターネットでの悪質商法や詐欺、マルチ商法など以下の4つです。

🔍二次元コードでアクセスできます！



相談事例(10月～12月)

【小学生】

・信販会社からのメールで高額な請求があり、不正利用されていると思い信販会社に連絡した。しかし、不正利用ではなくオンラインゲームで80万円を超える課金のためだと分かった。小学生の娘に確認したところ、アイテムを購入していたことを認めた。指紋認証にしていたのでまさか課金ができるとは思っていなかった。娘は自分で指紋を追加登録し課金ができる状態にしていた。プラットフォームに対して返金申請をし、いくらかは取り消しになったが、大半は返金不可の回答だった。

【中学生】

・息子が初回の500円だけと思い除毛クリームを注文した。しかし、2回目と3回目の商品が届き、定期購入で高額になると分かり困って母親に相談してきた。私が、業者に連絡すると最初は全額支払うよう言われたが、交渉を重ねると2回目以降の商品は着払で返送し、初回の500円を定価で支払うように言われた。支払わないといけないのか。

⇒未成年者契約の取り消しを申し出るようになりますが、詐術や保護者の管理責任などを問われ、取り消しができるかどうかは、ケースバイケースとなります。

【高校生】

・SNSで知り合った人から、完全招待制の副業があると誘われた。無料通話アプリを使って複数の大手ショッピングサイトで注文ボタンを押した後キャンセルすれば収入になると言われた。これなら高校生の私でもできると思い、5,000円を支払い登録した。1日60回位、注文とキャンセルを繰り返して9,000円位の収入になり、お金を受け取ろうとしたが、口座から引き出せなかった。本部は外国にあると聞いている。住所も電話番号もわからないが、返金してもらえるだろうか。

⇒副業やアルバイトで「手数料」「登録料」を請求されたら要注意です。また、仕事内容もよく吟味しましょう。商品の購入でキャンセルを前提とした注文は、あやしい副業と考えられます。

岡山市消費生活センター公式LINEで
最新の消費生活情報をチェック！



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 ☎ 086-803-1109

(消費者ホットライン188も可)

相談時間 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

来所相談 市役所本庁2階 (岡山市北区大供1丁目1番1号)

